

# 業務指示書

## エチオピア国アジスアベバ送配電網改修・拡張事業準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年12月27日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年1月12日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：送変配電に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1）（1）と（2）を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2）（4）要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／送配電計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：送配電に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 系統解析】

- 1) 類似業務の経験：系統解析に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 配電計画】

- 1) 類似業務の経験：配電に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年1月19日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）

(3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
  - ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

現地再委託

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(ETB1 = 4.095920 円 , US\$1 = 111.291000 円 , EUR1 = 32.244000 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／送配電計画  
系統解析  
配電計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.00 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年2月23日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。



(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理(調達管理を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表

エチオピア国アジスアベバ送配電網改修・拡張事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/送配電計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 系統解析	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 配電計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

エチオピア連邦民主共和国は、アフリカ第2位の人口(1.02億人)(2016年、世界銀行(以下「世銀」という。))を有しており、2025年までの低中所得国入りを目標とした産業政策等により、過去10年の平均実質経済成長率10.3%(2006~2016年、世銀)と高い経済成長を維持している。このような状況下、当国第二次国家開発5ヶ年計画(Growth and Transformation Plan II(2015/16~2019/20):GTP2)では、2025年までに低中所得国入りするという大目標の下、電力含むインフラサービスの質向上を重点戦略の一つとして掲げ、特に、当国の安定した持続的な開発を支えるため、発電容量の拡大とともに変電所及び送配電への投資の必要性を示し、全国の送配電網を16,018km(2014/15年)から21,728km(2019/20年)に拡張することを主要ターゲットの一つとしている。

アジスアベバ首都圏は、人口増加・経済発展が著しく、今後多くの住宅及び産業分野の開発が計画されている(2017年、JICA)。今後、工業化や経済活動の活発化が加速するにつれ、アジスアベバ首都圏における電力需要は、800MW(2014年)から3,600MW(2034年)と高まっていく見込み(出典: Addis Ababa Distribution Master Plan。以下「AADMP」という。)(2015年、アフリカ開発銀行(以下、「AfDB」という。))であるが、中圧配電線及び変圧器の多くが負荷率100%を超えて運用されているなど、変電所を含む既存送配電網の容量は、既に限界に達しつつある(2017年、JICA)。具体的には、機器の劣化による約19%(2015年、AADMP)と高い配電ロスの発生、電力需要の急増による配電線容量及び変電所における変圧器容量の不足、さらに高経年化設備が多いため、停電の頻発や供給電圧の低下といった問題が生じている。そのため、変電所の改修及び送配電線の拡張が必要とされている。

JICAでは、今後のアジスアベバ首都圏における送配電網強化に向けた支援方針を検討するため、「アジスアベバ送配電網情報収集・確認調査」(2017年)を実施し、AADMPのレビュー及び内容の精査を行うとともに、本邦企業の送変配電分野での技術優位性、事業参入の可能性の検証等や、追加的な情報の収集・整理を行った。その結果を受け、現在JICAでは、アジスアベバ首都圏の送変配電分野における円借款事業の実施可能性について検討している。なお、円借款事業では、配電網(中低圧)の改修も検討しているが、上記調査報告書では、配電網分野支援を検討する上で、既存設備の数量や状態調査を行い、改修必要箇所を見極める必要性や、当国において配電を管轄するエチオピア電力事業体(以下、「EEU」という。)の体制及び運営管理能力等について、よく確認す

る必要性が示唆されている。また、上記調査による AADMP レビューの結果、同分野でのより詳細な協力方針検討に必要な情報が網羅されていないことが明らかとなった。

以上を踏まえ、アジスアベバ首都圏における送変配電計画の進捗を整理した上、配電網（中低圧）の現状について情報収集するとともに、EEU の体制及び実施能力を確認し、円借款事業として実施するための審査に必要な調査を実施する。

## 2. 本事業の概要

### (1) 事業名

エチオピア国アジスアベバ送配電網改修・拡張事業

### (2) 事業目的

本事業は、アジスアベバ首都圏において、変電設備及び送配電網の改修を行うことにより、首都圏における電力供給の安定化を図り、もってエチオピアの工業化及び経済・社会開発の促進に寄与する。

### (3) 事業概要

#### ① 送変電設備の増強（132kV 地中送電線及び架空送電線の 신설、ガス絶縁開閉装置（GIS）への取替等）（国際競争入札）

##### 【対象変電所】

- ・アジスセンター（Addis Center）変電所（※送電線接続先：カリティ 1（Kaliti I）及びブラックライオン（Black Lion）変電所）
- ・アジスノース（Addis North）変電所
- ・ウェレガヌ（Wereganu）変電所

#### ② 配電設備改修（33kV 及び 15kV 中圧線及び、配電用変圧器の取替等）（国際競争入札）

なお、対象地域は未定であり、基礎調査の結果を基に本業務の中で調査を行い、その結果を踏まえエチオピア側と協議した上、決定することとする。

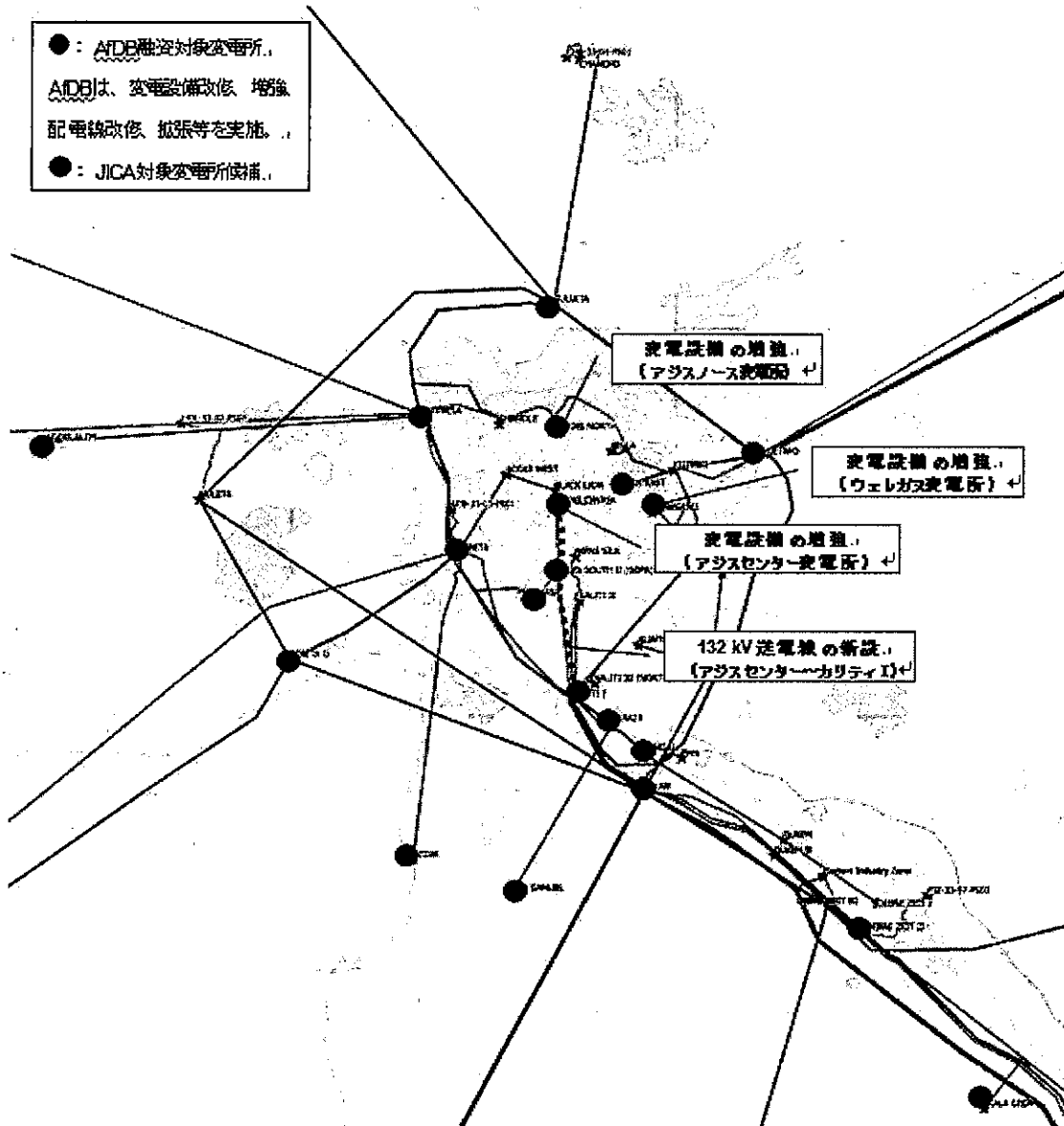
##### 【対象候補地域】

- ・アジスアベバ中心部を囲む周辺 3 地域（低圧）※エチオピア側による提案。
- ・事業対象地域のうち低圧を除く中圧地域
- ・事業対象地域のうち郊外の地域（中圧）

#### ③ コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理等）（ショートリスト方式）

なお、本事業は、AfDB との協調融資による実施を想定しており、業務分担

は下図の通り。



(4) 事業対象地域

アジスアベバ首都圏（アジスアベバ自治区及び、その周辺オロミア州のうち一部を含む範囲）

(5) 実施機関

エチオピア電力公社（送変電）：Ethiopia Electric Power (EEP)

エチオピア電力事業体（配電）：Ethiopia Electric Utility (EEU)

(6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

「アジスアベバ送配電網基礎情報収集・確認調査」（2017年）を実施し、ア

ジスアベバ首都圏における送変配電分野の整備状況、課題等の情報収集及び本邦技術の活用可能性に係る検討を行った。

### 3. 業務の目的

本調査では、「アジスアベバ送配電網改修・拡張事業」について、送変配電計画の進捗等現状の確認、計画配電設備の数量、事業費、実施スケジュール、実施（調達・施工）方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査（以下「本業務」）を行うことを目的とする。

### 4. 業務の範囲

コンサルタントは、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に記載の報告書を作成し、先方政府へ説明・協議を行う。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 有償資金協力事業検討資料としての位置付け

本業務の結果は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることになる。本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることになるため、事業内容の計画策定については、調査の過程で十分に JICA と協議すること。また、本業務で検討・策定した事項が、エチオピア関係機関への一方的な提案とならないように、エチオピア関係機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。

ただし、本業務は円借款供与を約束するものではないことに留意し、エチオピア関係者に本業務結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないように留意すること。

#### (2) 審査の重点項目

本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、JICA から基本的な基準、取りまとめの様式等を指示することがある。

- (a) 調達・施工方法
- (b) 実施スケジュール
- (c) 事業費
- (d) 事業実施機関の実施能力
- (e) 操業・運営／維持・管理体制
- (f) 運用・効果指標



(g) 本体コンサルタント TOR 案

(h) 内部収益率

(i) 環境社会配慮

また、審査にあたり必要な項目を追加して調査依頼（契約変更）する可能性がある。

(3) AfDB による事業との連携

本事業は、AfDB との平行協調融資（※）による実施を想定している。そのため、AfDB による事業の進捗状況に関する情報収集を行い、必要に応じ AfDB との進捗確認を目的とした意見交換会を行うこと。

（※）JICA 担当分については、JICA ガイドライン（調達等）を用いて実施監理を行う。

(4) 既存情報の活用について

本事業では、AfDB がマスタープラン（AADMP）を実施しているほか、基礎情報収集・確認調査（2017）を実施済みである。本業務実施においては、既存資料及び先行調査の調査結果を最大限活用し、調査の効率化を図ること。

(5) 技術的見地からの本業務の位置づけ

本業務では、円借款案件化に向け、将来需要動向を見込んだ本事業の必要性について検証を行うとともに、送変配電設備の概略設計を行い、事業コストを確認すること。また、EEP 及び EEU の組織能力を十分に把握した上、十分な事業実施体制を担保するための技術協力等の必要性について検討を行う。さらに、EEP 及び EEU の財務的な運営／維持・管理能力について十分に確認する。

(6) 適用可能な本邦技術の提案

本業務では、一部の送変配電設備について本邦が有する質の高い技術のうち、適用可能なものを提案することを想定している（高効率配電用変圧器、送電線／地中ケーブル等）。本邦技術の導入が可能となるよう、EEP、EEU、AfDB に対し十分な説明を行い、実施機関やエチオピア政府が、導入の利点や課題を十分に理解し、検討できるよう説得力のある提案を行うこと。また、競合となる他国の技術、製品等の特長や比較優位につき整理する。

(7) 迅速化の提案

既述の通り、本事業は AfDB との平行協調融資による実施を想定している。本事業と AfDB 側の事業は、AfDB 事業とは別スケジュールとして実施されるが、

本事業が、AfDB の事業完了時期から大きく遅れることのないよう、事業実施スケジュールの迅速化を検討し、提案すること。

#### (8) 低圧配電設備の扱い

本業務においては、配電設備の現地調査対象を中圧（15kV・33kV）配電線および配電用変圧器（15kV・33kV/低圧）の設備数量・施設状況の現状把握に留める。低圧配電設備の情報は、エチオピア電力事業体（EEU）における調査に必要な体制・能力等を確認した上で、可能性が見出せれば、必要に応じて契約変更で対応すること。

#### (9) 環境社会配慮調査

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下、JICA 環境ガイドライン）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリ B に分類されている。

他方、EEP は、本事業対象変電所のうち、アジスセンター（Addis Center）変電所について、政府所有の土地を用途変更した新たなサイトにて事業を実施する予定としており、その場合には、新たなサイトについて確認を行うこと。また、送配電線敷設による用地取得の要否についても確認すること。加えて、本事業の対象地域は首都圏であるため、事業実施期間中に交通網への影響等を最小限に止めるよう、効率的な事業実施方法を提案すること。

#### (10) 気候変動対策、ジェンダー関連、貧困削減に係る調査

本事業は、送変配電システム全体の効率を向上させ、また配電ロスの低減に貢献するため、気候変動の緩和策に資する可能性がある。については、本事業による温室効果ガス（GHG）の排出削減効果の推計を行い、**別紙 1** の計算シートに取り纏める。

また本業務では本事業でのジェンダー主流化ニーズを調査することとし、本事業の枠組みの中におけるジェンダー課題及び解消のための活動の特定・設定、ジェンダー視点に立った成果設定の必要性にかかる検討、ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標設定を行う。具体的には、以下の通り。

- ジェンダー視点に立って、関連政策、開発課題に関する調査・分析を行う。
- 他ドナーによる類似案件でのジェンダー配慮の状況につき調査する。
- ジェンダー視点に立ったニーズ調査に際しては、支援対象地域の社会（や家庭内）における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規

範・慣習、男女で異なるニーズや課題等について調査を行い、それらが明らかになった場合はジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みを事業内容に反映させる。

- 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

- ① 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- ② ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- ③ ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

さらに、本事業対象地域における貧困層の居住状況及び貧困層への電力供給状況等を確認し、本事業による開発効果の増大を図るため、課題への対応策について提案すること。

## 6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。

### 【現況の確認及び事業の概略設計】

#### (1) インセプション・レポートの作成・協議

- 1) 先行調査結果の分析、本邦企業との意見交換及び JICA より提供された資料の整理、レビューを十分に行った上で、現地調査の基本方針、具体的な調査方法、スケジュール等の検討を行い、全体調査計画を策定する。本業務の調査対象であるカリティ 1 (Kaliti I) 変電所～アジセンター (Addis Center) 変電所～ブラックライオン (Black Lion) 変電所間の送変電設備については、必要な系統解析を行うため、解析およびデータ収集範囲を検討する。
- 2) 上記の結果や、現地調査にあたり実施機関等に対応を求める事項などを取り纏め、インセプション・レポートを作成し、JICA に提出する。
- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、エチオピア側実施機関である EEP 及び EEU に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

#### (2) 本事業の背景・経緯の確認

- 1) エチオピアにおける送配電網整備事業に係る上位計画 (GTP2 等を含む) を確認する。

- 2) エチオピアにおける送配電網整備の現状と課題を調査し、調査対象地域の位置づけ・重要性を確認し、事業実施の妥当性につき検証する。
- 3) 調査対象地域（アジスアベバ首都圏）の経済・社会状況を把握する。
- 4) 送変配電セクターにおいて、他ドナーや国際機関の協力実績・予定を確認する。

### (3) 対象送配電網の現況調査と課題の抽出

- 1) エチオピア側実施機関による本業務対象送変配電設備に関する最新の検討状況を、ヒアリング等を基に確認する。特に、配電設備の調査対象範囲をエチオピア側に説明し、協議する。
- 2) 本業務対象範囲における系統解析に必要なデータについて、系統解析の目的を説明の上、EEPの系統計画部門と協議を行い、必要なデータの提供を依頼する。
- 3) エチオピア側より追加要請を受けた調査対象（アジスノース（Addis North）及びウエレガヌ（Wereganu）変電所）についてサイト視察を踏まえた上、技術的な諸観点からレビューを行う。また、その他の対象についても、必要に応じ現地視察を行う。
- 4) 本業務対象における既設配電設備の中圧線の距離数、配電用変圧器の数量等の設備数量および設備劣化状況や標準外設備の有無等、配電設備の施設状況を現地調査する（現地再委託も可とする）。
- 5) 4) の調査結果に基づき、本事業の対象候補地域におけるサブ・プロジェクトを整理し、優先順位づけを行う。なお、優先順位の考え方については、実施機関に十分説明し、協議した上、確認を行う。
- 6) アジスアベバ首都圏で採用されている、送電線、変電所、配電設備の仕様・設計及び採用基準を確認する。
- 7) 相手国実施機関から提供されたデータおよび将来の需要予測を基に、本調査対象範囲における系統解析（潮流計算、短絡電流計算、N-1検討）を実施する。
- 8) 上記調査及び関係者のヒアリングに基づき、対象送配電網が抱えている現状の課題を抽出する。

### (4) 概略設計と最適案の選定

- 1) 上記結果を踏まえ、対象送配電網（変電所、送配電線等）の概略設計を行う。
- 2) 上記について、インテリム・レポートに取り纏め、EEP及びEEUと十分協議・確認する。

## 【事業効果の確認】

### (1) 自然条件調査

本調査については、必要に応じて現地再委託にて実施することを認める。

#### 1) 地形測量

調査目的 変電所等の平面計画を行うために必要な情報を把握する。

変電所改修計画に当たっての土工量の算定に必要な地形の情報を把握する。

調査内容 平板測量、縦断/横断測量、基準点測量（必要に応じ）、  
調査仕様 縮尺 1/1,000～1/2,000  
成果品 地形図（平面図、縦断図）

#### 2) 地質調査

調査目的 構造物建設の位置決定、基礎形状の検討に必要な情報を確認する。

施設建設の位置決定の判断材料を入手する。

鉄塔、構造物の形状を決定するための情報を把握する。

構造物の基礎の検討、地下埋設物の状況を把握する。

調査内容 ルート踏査、ボーリング、標準貫入試験

調査仕様 室内試験項目（密度、湿潤率、一軸強度）

成果品 土質柱状図、室内試験結果、埋設物調査報告書

### (2) 電力供給・需給予測

過去の関連資料及び現地にて収集した資料を基に将来のエチオピア全体及びアジスアベバ首都圏における電力需要予測を行う。電力需要予測については、既存の需要予測の算出根拠を確認し、電力需要に影響する個別の要素の内容とその影響の度合いについて確認すること。

電力供給については、新規建設予定の発電所、関連する変電所、送電線の建設予定計画、運転開始時期を確認し、将来の電力需給ギャップと将来の電源開発計画（水力等がメインになると思われるが、地熱についても念のため含めること）を検討すること。なお、需給予測に関しては水力発電の乾季と雨季での発電電力量の変動も踏まえて検討すること。

調査においては、既存の調査報告資料等の情報を活用し、効率的な分析を行うように努めること。

### (3) 対象地域のコミュニティに係る社会調査（ベースライン・サーベイ）

本事業が対象地域の住民に与える効果、インパクトを把握するため、対象地域のコミュニティ社会調査を行い、各対象コミュニティの置かれている現状（人口、世帯数、民族構成、収入、生計手段・就業形態、公共インフラ整備、教育、保健等）を確認する。調査は可能な限り男女別、民族別に集計を行い、男女別、民族別の状況の変化が確認できるよう配慮する。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

#### (4) 事業の計画概要

上記調査及び当機構との協議を踏まえ、以下の項目を含む本事業の概要を策定する。

##### 1) 事業の目的

##### 2) 主要設備の内容

事業の対象となる送変配電設備について、その主要な諸元を計画する。円借款による段階的な実施の可能性があることから、主要設備については、先方実施機関とも協議の上、優先順位付けを行う。

##### 3) コンサルティング・サービスの内容

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計・入札補助・施工監理）の内容とその規模（M/M）について、計画する。

#### (5) 施工方法

概略設計を行った設備について施工方法を検討し、特殊な工法や調達方法に影響を与えるような工法（国際入札や特命随意契約が必要となる等）の有無について確認する。

#### (6) 事業実施スケジュール

上記を踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計／施工期間について、月単位のバーチャート（当機構の様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程（EIAの作成・承認や住民移転、用地取得等を含む）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。なお、施工期間についてもその施工ステップ（内訳）を明記した上スケジュールを作成すること。

#### (7) 事業実施体制

エチオピアで実施されている当該類似業務（送配電網整備事業）の実施体制、制度を把握した上で、本事業を実施するに際しての体制のあり方について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について

て整理する。

- 1) 事業実施体制の確認 (PMU : Project Management Unit の設立等)
- 2) 実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認 (法的な位置づけを含む)
- 3) 実施機関の財政・予算状況
- 4) 実施機関の技術水準
- 5) 実施機関の当該類似事業実施の経験

#### (8) 維持・管理体制

送変電の運営・維持管理は EEP、配電の運営・維持管理は EEU が実施している。本事業実施後の維持・管理体制のあり方について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- 1) 維持・管理体制の確認
- 2) 維持・管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認 (法的な位置づけを含む)
- 3) 維持・管理機関の財政・予算状況
- 4) 維持・管理機関の技術水準
- 5) 維持・管理機関の実績

#### (9) 環境社会配慮

「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2017年4月)」に基づくこととする。また、エチオピア政府等と協議の上、調査結果を整理するかたちで、JICA 環境ガイドライン(2010年4月)〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。

なお、本調査については、必要に応じて現地再委託にて実施することを認める。

- 1) ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に、汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)
- 2) エチオピアの環境社会配慮制度・組織の確認

- ア) 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等。
- イ) JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）との乖離及びその解消方法
- ウ) 関係機関の役割
- 3) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
- 4) 影響の予測
- 5) 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討
- 6) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- 7) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用等）（案）の作成
- 8) 予算、財源、実施体制の明確化
- 9) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討）
- 10) （必要に応じ）住民移転計画（案）の作成
- 11) （必要に応じ）環境アセスメント（EIA）報告書（案）の作成

#### (1.0) コンサルタント TOR 案の作成

本事業実施に必要な本体コンサルタントの TOR 案を作成するとともに、TOR に基づいたコンサルタント費用の算定を行う。コンサルタント TOR 作成にあたっては、JICA 雛形を活用する。なお、コンサルタントの M/M については、事業実施スケジュールと十分に整合を図ること。

#### (1.1) 概略事業費

プロジェクトの概略事業費については、以下に従って積算を行う。

##### 1) 事業費項目

概略事業費の積算にあたっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。

- a. 本体事業費
- b. 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- c. 本体事業費に関する予備費
- d. 建中金利
- e. フロントエンドフィー



f. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

g. その他1（融資非適格項目）

- ①用地補償等
- ②関税・税金
- ③事業実施者の一般管理費
- ④他機関建中金利

h. その他2

- ①完成後の委託保守費
- ②初期運転資金
- ③移転地整備にかかる費用
- ④研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
- ⑤当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

## 2) 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

## 3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照する。

## 4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

## 5) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途機構が指示する別紙 2 様式ア～ウにとりまとめ、提出する。

## (12) 事業実施にあたっての留意事項

本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

特に、プロジェクト実施に際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理し、「調達方法の留意事項」として、別途機構に提出する。

- 1) エチオピアにおける当該類似業務の調達事情
  - ・一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
  - ・現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
  - ・現地施工業者の一般事情
- 2) 入札手法、契約条件の設定
  - ・契約約款、契約条件書等の設定の基本方針 等
- 3) コンサルタントの選定方法
  - ・International Consultants の採否 等
- 4) 施工業者の選定方針
  - ・P Q : Pre-Qualification 条件の設定
  - ・L C B : Local Competitive Bid の採否
  - ・入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方 等
- 5) 環境管理にかかる実施機関の能力確認

本事業においては、特に環境管理にかかる先方実施機関の能力について課題を検討し、事業実施に当たって、我が国の技術支援（技術協力）の必要性について検討し、提言する。

6) リスクの特定及び対応策の策定

事業の各機関におけるリスク分析を、過去の事例も参考に分析し対策を提案する。その際は別紙3 リスク管理シートを作成すること。また、過去の円借款における教訓等を確認すること。

7) 安全対策業務

本業務においてエチオピアの法律・基準を確認するとともに、エチオピア政府に対して ODA 建設工事安全管理ガイダンスに係る概要説明を行い、情報収集およびエチオピア政府への理解促進を図る。

(13) 事業の評価

本事業を1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標（運用・効果指標）を設定し、事業完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。この他、定量的指標として受益者数、内部収益率（IRR）を算出する。

なお、本プロジェクトについては、定量的指標（運用・効果指標）として、送電及び配電ロス率、需要家1軒あたり年間事故停電時間及び頻度等を想定しているが、これら指標に係る妥当性についても検証し、より適当な指標があれば提案を行う。

(14) ドラフト・ファイナル・レポートの作成・協議

上記調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取り纏め、JICAに提出する。JICAからのコメントへの対応が完了したのち、エチオピア政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

#### (15) ファイナル・レポートの作成

エチオピア政府関係者等へのドラフト・ファイナル・レポートの説明・協議を踏まえ、ファイナル・レポート（成果品）を作成する。

#### (16) 本邦招聘

先方機関の関係者を日本へ招聘し、本邦技術を活用している日本国内の変電所、送変配電関連設備など本事業に関連する機器の現場視察や民間企業との協議等行う。また招聘期間中、本邦を含めてセミナーも開催を予定しており、エチオピアの電力セクターの状況に関して被招聘者から民間企業に対して紹介するとともに、民間企業から実施機関被招聘者に対して本邦技術の説明を行うことで、両者の関係構築を図る。

現時点では実務者レベル6名（EEP 3名、EEU 3名）程度を、1週間程度招聘することを想定しているが、本招聘の具体的視察内容については、本調査開始後、業務工程及び実施機関との協議を踏まえて詳細を決定するものとする。現時点で想定される招聘内容、視察先、スケジュール、セミナー等について、理由とともにプロポーザルにて提案すること。

コンサルタントは、当該本邦招聘に関し、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月版）」に沿い、以下の業務を行うこととする。なお、被招聘者に係る航空券手配、国内移動・宿舎手配、空港送迎等の受入業務、及び被招聘者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、JICAが行うものとする。

##### ① 被招聘者の人選への支援

被招聘者の人選はJICAと先方政府関係者との協議で決定するが、コンサルタントは、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。

##### ② 招聘カリキュラムの作成

招聘実施1か月前を目途に、招聘カリキュラムや日程／行程の詳細（案）を作成し、JICAの基本的な了解を得る。

##### ③ 面談者・見学先等の手配

JICAの了解を得た招聘カリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

##### ④ 招聘に係る関連資料の作成

招聘カリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を英文で作成する。

⑤ 被招聘者への来日前説明への支援

被招聘者への来日前の説明は、JICAが行うが、コンサルタントは当該説明会に同席し、招聘カリキュラムや日程／行程（案）について、説明を補佐するものとする。

⑥ 招聘カリキュラムの実施

招聘カリキュラムや日程／行程（案）に基づき、招聘を実施する。原則として、招聘の全行程において、コンサルタントの業務従事者が同行するものとする。

⑦ 招聘実施報告書の作成

招聘の実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、JICAに提出する。

## 7. 成果品等

### (1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポートとする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

#### 1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10日以内

部数：和文6部（簡易製本）

#### 2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後半月以内

部数：和文6部、英文12部（簡易製本）

#### 3) インテリム・レポート

記載事項：事業の背景・経緯、対象道路の現況調査と課題の抽出、概略設計と最適案の選定等

提出時期：調査開始3ヶ月以内を目処

部数：和文6部、英文12部（簡易製本）

#### 4) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：調査開始6ヶ月以内を目処

部 数：和文6部、英文12部（簡易製本）

5) ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：ドラフト・ファイナル・レポートに対するエチオピア側コメント提出から1ヶ月以内

部数：和文5部、英文15部（製本）、CD-R20部（和10、英10）

※ファイナル・レポートは、基本的に公表することになるが、入札関連情報（事業費の詳細等）を含む報告書は、一定期間（対象となる入札が完了するまで）公表が制限されることとなる。

そのため、必要な入札関連情報については、報告書に含めるのではなく、別途資料として提出すること。

具体的な事例としては、以下のとおり。

- ・積算事業費の詳細（コスト計算支援システム（Excel ファイル））
- ・調達方法の留意事項（入札方法（ICB/LCB、パッケージ分け）等）
- ・IRRの算出シート（エクセルデータでも提出のこと） 他

6) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期：ファイナル・レポートと同時提出

部 数：CD-R2部

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

2018年2月下旬より業務を開始し、2018年5月下旬を目途にインテリム・レポートを提出する。その後業務を継続し、2018年8月下旬までにドラフト・ファイナル・レポート、2018年10月下旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目安

合計 33.4 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／送配電計画 \* 評価対象 (2号)
- 2) 系統解析 \* 評価対象 (3号)
- 3) 配電計画 1 \* 評価対象 (3号)
- 4) 送電設備 1 (架空線)
- 5) 送電設備 2 (地中線)
- 6) 変電設備
- 7) 配電計画 2
- 8) 配電設備
- 9) 機材計画／業務調整
- 10) 経済財務分析
- 11) 環境社会配慮
- 12) 土木

### 3. 実施機関の便宜供与

実施機関に対し、コンサルタント用執務室提供の依頼が可能。

### 4. 現地再委託

現地再委託を想定している配電設備現状調査、自然条件調査、社会調査、環境社会配慮調査に係る業務については、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント等に再委託して実施することができる。なお、再委託業務にかかる経費については、その数量を契約時点で設定することが困難であるため、現地調査を踏まえて数量を確定することとする。当該経費の見積りについては参考見積りとするため、分けて見積もること。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法につき、可能な範囲でより具体的な提案を行う。

### 5. 配布資料及び閲覧資料

#### 【配布資料】

- ・ Addis Ababa Distribution Master Plan Study Final Report (2015年9月)
- ・ Addis Ababa Distribution Master Plan Amendment One Inception Report -Final (2015年12月)

#### 【参考資料】

・ エチオピア連邦民主共和国アジスアベバ送配電網基礎情報収集・確認調査報告書（2017年6月～8月）

（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000032639.html>）

・ AfDB：審査レポート（2017年11月）

<https://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Boards-Documents/Ethiopia-AR-Addis-Ababa-Transmission-and-Distribution-System-Rehabilit...pdf>）

・ AfDB：住民移転計画（RAP）サマリー

（<https://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Environmental-and-Social-Assessments/Ethiopia-Addis-Ababa-Transmission-and-Distribution-System-Rehabilitation-and-Upgrading-Project-AATDRUP-RAP-Summary.pdf>）

・ AfDB：環境社会影響評価（ESIA）サマリー

（<https://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Environmental-and-Social-Assessments/Ethiopia-Addis-Ababa-Transmission-and-Distribution-System-Rehabilitation-and-Upgrading-Project-AATDRUP-ESIA-Summary.pdf>）

・ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）

（<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>）

#### 6. 業務用資機材

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

#### 7. その他の留意事項

##### （1）複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

##### （2）安全への配慮

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、在エチオピア日本大使館、JICAエチオピア事務所より十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連

絡をとるよう留意する。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。また、現地渡航前にはたびレジへ登録すること。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 本件は、日本政府の手続きにより一部内容の変更可能性があります。

以 上



別紙 1

<送電効率化>

12. Transmission System Efficiency Improvement				
Project Name				
Country				
Emission Reduction				
			Value	Unit
$ER_y$	Emission reduction		0	tCO <sub>2</sub> /year
$BE_y$	Baseline emission		0	tCO <sub>2</sub> /year
$PE_y$	Project emission		0	tCO <sub>2</sub> /year
Inputs				
				*Input only orange cell
Parameter	Description		Value	Unit
$TE_{PJ,y}$	Amount of electricity to the transmission system in the project in year y			MWh/year
$TLR_{BL,y}$	Transmission loss rate of the baseline transmission system in a year y			%
$TL_{PJ,y}$	Electricity loss of the project transmission system in a year y			MWh/year
$EF_{elec}$	CO <sub>2</sub> emission factor of electricity			tCO <sub>2</sub> /MWh

<配電効率化>

13. Distribution System Efficiency Improvement				
Project Name				
Country				
Emission Reduction				
			Value	Unit
$ER_y$	Emission reduction		0	tCO <sub>2</sub> /year
$BE_y$	Baseline emission		0	tCO <sub>2</sub> /year
$PE_y$	Project emission		0	tCO <sub>2</sub> /year
Inputs				
				*Input only orange cell
Parameter	Description		Value	Unit
$DE_{PJ,y}$	Amount of electricity to the distribution system in the project in a year y			MWh/year
$DLR_{BL,y}$	Distribution loss rate of the baseline distribution system in a year y			%
$DL_{PJ,y}$	Electricity loss of the project distribution system in a year y			MWh/year
$EF_{elec}$	CO <sub>2</sub> emission factor of electricity			tCO <sub>2</sub> /MWh

**別紙 2**

様式ア（有償用）

プロジェクト名：エチオピア国アジスアベバ送配電網改修・拡張事業

F/S 実施期間：2018年2月～2018年12月

当初想定された総事業費：〇〇〇億円

コスト縮減策検討後の総事業費：〇〇〇億円

「計画段階に関する再検討」縮減コスト一覧：

施策番号	コスト縮減項目	縮減コスト (単位：億円)	別紙 番号
イ) 最適計画の策定 ①施工方法			
イ-①-1	〇〇〇の見直し	〇〇億円	
イ-①-2			
イ) 最適計画の策定 ②施工技術			
イ-②-1	〇〇〇技術の導入によるコスト縮減	〇〇億円	
イ-②-2			
イ) 最適計画の策定 ③契約方式			
イ-③-2	〇〇契約方式の導入	〇〇億円	
イ-③-2			
ロ) 附帯的施設の再検討			
ロ-1	〇〇〇を規模縮小	〇〇億円	
ロ-2			
ハ) 事業計画の一部見直し			
ハ-1			
ハ-2			
ニ) 適正な工期設定			
ニ-1			
ニ-2			
合計		〇〇〇億円	
コスト縮減率		〇〇.〇%	

別紙 ※上記コスト縮減項目毎の要旨を様式イにとりまとめる（1頁以内）

様式イ（共通）

施策番号

コスト縮減項目：

案件名：エチオピア国アジスアベバ送配電網改修・拡張事業  
概要：

【見直し内容】

1) 当初計画：

2) 見直し後：

【コスト縮減額】

縮減額 約〇〇〇円

【効果】

【比較図表類】

※見直し前と見直し後が分かる比較図表を適宜添付

様式ウ(共通)

フォーマット

ODA コスト総合改善プログラム

【 施策名:

】

……によるコスト縮減

事業名: ……国:「……計画」

概要: ……を、……する見直し。

効果

……され、コスト縮減に結実した(当初総事業費(注: 閣議決定額+削減額)○億円→○億円、約○百万円のコスト縮減、縮減率○○%)



○○段階

○○段階

※上記様式はパワーポイントにて作成することとする。

**別紙 3** リスク管理シート

**Risk Management Framework**

Project Name:

Country:

Sector:

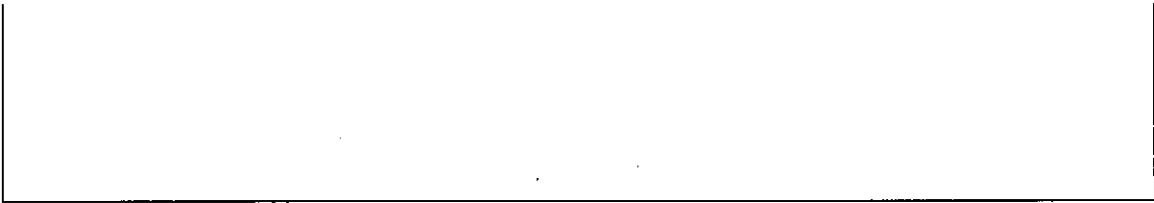
Officers in charge:

- Operational staff
- Engineering staff:
- Country office staff:

Potential project risks	Assessment
<b>1. Stakeholder Risk</b>	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
<b>2. Executing Agency Risk</b>	
<b>2.1. Capacity Risk</b>	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
<b>2.2. Governance Risk</b>	Probability: H/M/L

(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
Contingency plan (if applicable):	
<b>2.3. Fraud &amp; Corruption Risk</b>	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
Contingency plan (if applicable):	
<b>3. Project Risk</b>	
<b>3.1. Design Risk</b>	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
Contingency plan (if applicable):	
<b>3.2. Program &amp; Donor Risk</b>	Probability: H/M/L

(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
<b>3.3. Delivery Quality Risk</b>	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
<b>4. Other Risk</b>	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
<b>5. Overall Risk Rating</b>	Probability: H/M/L
(Overall comments)	Impact: H/M/L



1/ Descriptions in the risk management matrix can be brief and concise. In order to record the description of each risk as well as the evidence for the team's assessment, a separate sheet should be prepared to describe the details.